

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容について

島根原子力発電所 2 号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事完了に伴う保安規定の変更認可申請（令和 4 年 6 月 17 日付け電原運第 2022-30 号）について、変更対象としている条文に該当する保安規定審査基準を下表に整理する。

1. 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（2 号炉および 3 号炉に係る保安措置）

保安規定審査基準（実用炉）		保安規定条文		変更概要	備考
実用炉規則 第 92 条第 1 項第 9 号【管 理区域、保全 区域及び周 辺監視区域 の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	添付 2	管理区域図 （第 91 条、 第 92 条関 連）	島根原子力発電所 2 号炉原子炉棟大 物機器搬入口の耐 震対策工事完了に 伴う変更。	管理区域の設定に係る左 記審査基準のうち、「管理 区域を明示し」とおり保 安規定変更後の管理区域 図を掲載しており、これに 適合している。 なお、上記以外に関する記 載については、従前から保 安規定に記載しているが、 本申請における変更はな い。

以 上